



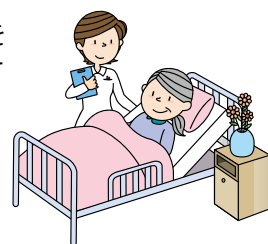
8月から 高額療養費制度が見直されます

健康課 73-3014

高額療養費制度とは

1カ月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、年齢や世帯の所得に応じて決まっています。

支給対象になった場合は、案内通知を送付します。
※入院時の食費や保険の対象とならない差額ベッド代などは、払い戻しの対象になりません。
※払い戻しは、診療を受けた月から3カ月後以降となります。



申請期間 原則、診療月の翌月1日から2年間

申請先 健康課または各支所

必要書類

●国民健康保険の加入者

- ・高額療養費支給申請書
- ・領収書 ※70歳未満の人のみ
- ・身分証明書
(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・振込口座が確認できるもの
- ・印鑑

●後期高齢者医療制度の加入者

- ・高額療養費支給申請書
- ・後期高齢者医療資格確認書など
- ・身分証明書
(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・振込口座が確認できるもの
- ・印鑑 ※相続人が申請する場合

自己負担限度額が見直されます

8月診療分から、月額上限額の変更や新たに年間の上限額が新設されます。
詳しくは、市ホームページをご確認ください。

【自己負担限度額の確認はこちらから】



▲国民健康保険



▲後期高齢者医療制度



令和9年4月1日採用 市社会福祉協議会の正規職員を募集します

市社会福祉協議会 63-1014

市社会福祉協議会では、令和9年4月1日採用予定の正規職員採用試験を実施します。

職種・採用人数

事務職（総合職） 若干名
(業務内容事業の企画運営・経理・相談業務など)

受験資格 次の全てに当てはまる人

- ・令和9年4月1日現在、35歳以下
- ・4年制大学を卒業または令和9年3月卒業見込み
- ・普通自動車運転免許（AT限定可）を有し、実際に運転ができること
- ・パソコンの基本操作ができること など

1次試験 8月23日(日) 学科試験 など



市社会福祉協議会
キャラクター
「まるみちゃん」

実施要項

市社会福祉協議会総務課の窓口で配付、またはホームページからダウンロードしてください。



▲実施要項や
申込書は
こちらから

申込期間 8月10日(月) 午後5時15分必着

申込方法 必要書類を、市社会福祉協議会総務課へ提出（郵送可）



8月は 児童扶養手当現況届の提出月です

子育て支援課 73-3016

児童扶養手当を受ける資格がある人（全部支給停止の人含む）は、毎年8月中に現況届の手続きが必要です。受給資格者本人が手続きを行ってください。
対象者には個別に通知を送付しています。



受付期間 8月3日(月)～31日(月)

必要書類

受付場所 子育て支援課

- ・現況届のお知らせ通知
「児童扶養手当現況届の提出について」
- ・児童扶養手当証書（全部支給停止の人は不要）
- ・「一部支給停止適用除外事由届出書」
および添付書類（対象者には6月に郵送済）

●時間外の受け付け

日時 8月4日(火)、20日(木)
午後5時30分～7時30分
8月9日(日)
午前8時30分～午後1時00分

※状況を確認するため、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

場所 三豊市役所 西館



重度の障がいがある人に手当を支給します

福祉課 73-3015

対象者には、8月初旬に案内を送付しますので、所得状況届を提出してください。
※所得制限などの条件により、受給できない場合があります。

提出期限 8月31日(月)まで

提出先 福祉課または各支所（初めて手当を受ける人は、福祉課へ）

●特別障害者手当

対象 日常生活において、常時特別の介護を必要とする、20歳以上の在宅で生活している人
支給額 月額 30,450円

●特別児童扶養手当

対象 重度または中度以上の障がいのある20歳未満の子どもを監護や養育をしている父母または養育者

支給額

- ・1級（重度障がい児）月額 58,450円
- ・2級（中度障がい児）月額 38,930円

●障害児福祉手当

対象 日常生活において、常時介護を必要とする、20歳未満の在宅で生活している人
支給額 月額 16,560円



福祉年金を支給します

福祉課 73-3015

対象 (7月1日現在)

- ・身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、県発行の特定医療費（指定難病）受給者証を持っている人
- ・1年以上、市内に住民登録がある人
※転出・転入、死亡などにより制限があります。

支給額 年額 8,000円～14,000円

※障がいの種類や程度などにより、支給額が異なります。(65歳以上の人は半額)

支給方法 12月中旬に、指定口座に振り込み

申請対象

- ・新たに手帳の交付を受けた人
(9月初旬に、福祉課から申請書を送ります)
- ・新たに特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受け、まだ申請していない人

申請先 福祉課または各支所

必要書類

- ・各手帳または受給者証
- ・振込口座が確認できるもの
(通帳、キャッシュカードなど)



次の場合は、
届け出が必要です

- ・福祉年金を受給している人で、治療などで手帳または受給者証を返還した場合
- ・振込先の口座を変更する場合